



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 11 月 20 日（木曜日） 第 665 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定……………（ “ ） 1	
○保安林の指定の解除予定……………（ “ ） 1	
○保安林の指定施業要件の変更……………（ “ ） 2	
○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 2	
○道路の供用の開始……………（ “ ） 2	
○道路の占用を制限する区域の指定（2件）……………（ “ ） 3	
公 告	
○まいわし太平洋系群に関する令和 7 管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更……………（漁業管理課） 3	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数…………… 3	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分 の 1 の数…………… 4	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出…………… 4	
○資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団 体でなくなった旨の届出…………… 6	

告 示

宮崎県告示第 777 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 11 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字星ノ久保 5547-1・5547-3・5547-7（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字星ノ久保 5547-7（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 778 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 11 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字榎木渡瀬 7931-18、

7931-48

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 779 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 11 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 (1) 解除予定保安林の所在場所 児湯郡新富町大字日置字池田 964-1・964-64（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 児湯郡新富町大字日置字池田 964-1・964-64（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 780号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村・椎葉村（以上2村について次のとおりとする。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次のとおりとする。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
串間市（次のとおりとする。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次のとおりとする。）

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次のとおりとする。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局並びに串間市役所、諸塚村役場及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 781号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年11月20日から同年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	西都市大字 中尾字小崎 151番1地	旧	10.1～ 47.4	345.5
			先から同市 同大字同字 171番1地 先まで	新	18.6～ 73.8	345.5

宮崎県告示第 782号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年11月20日から同年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾字越野	旧	7.1～ 26.0	461.0
			尾 184番1 地先から同 郡同村同大 字同字 184 番1地先ま で	新	9.5～ 44.8	461.0

宮崎県告示第 783号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年11月20日から同年12月4日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾字越野尾 184番 1 地先から同郡同村同大字同字 184 番 1 地先まで	令和 7 年11月20日

宮崎県告示第 784号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年11月20日から同年12月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	西都市大字中尾字小崎 151番 1 地先から同市同大字同字 171番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年11月20日

宮崎県告示第 785号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年11月20日から同年12月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾字越野尾 1

84番 1 地先から同郡同村同大字同字 1
84番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年11月20日

公 告

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第 5 項の規定により、まいわし太平洋系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 7 年11月12日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まいわし太平洋系群に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県まいわしまき網漁業	19,236 トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40 万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年11月10 日現在次のとおりである。

令和 7 年11月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 17,386 人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え 80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて

得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 208,663人

宮崎県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年11月10日現在次のとお

りである。

令和7年11月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修
西臼杵郡選挙区 4,962人

宮崎県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 設立届

○その他の政治団体

（イ）国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
信頼ある美郷町政をつくる会	長 尾 拓	猪 股 利 康	東臼杵郡美郷町西郷田代1916－イ1－6	令和7年7月11日
えびすだにあきら後援会	戎 谷 暁	戎 谷 亜希子	えびの市大河平 338	令和7年7月25日
大谷康夫「えびの市政策研究会」	大 谷 康 夫	大 谷 幹 菜	えびの市向江 646番地 6	令和7年7月31日
ますだてる後援会	赤 崎 兼 治	三 森 克 実	えびの市大字栗下 162番地 3	令和7年8月15日
いりょうだ一成後援会	井料田 京 子	井料田 京 子	えびの市大字小田 539番地	令和7年8月15日
まるやま裕次郎後援会	丸 山 裕次郎	寺 前 俊 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田 748番地	令和7年8月15日
市野たつひろ後援会	市 野 辰 廣	工 藤 伸 一	西臼杵郡高千穂町大字三田井1054－5	令和7年8月19日
川崎龍希後援会	川 崎 龍 希	佐 藤 伶 南	都城市高木町4994－3	令和7年8月22日
東ゆういち後援会	東 裕 一	東 晃 一	都城市上川東1－11－6	令和7年8月25日
杉田ためひさ後援会	杉 田 為 久	杉 田 為 久	小林市細野20番地	令和7年8月27日
岸川天範後援会	岸 川 天 範	岸 川 さやか	都城市高城町穂満坊2789－2	令和7年8月27日
いいむれまちこと西都未来創造の会	石 野 真知子	石 野 真知子	西都市鹿野田6272－1	令和7年9月1日
杉村智恵後援会	杉 村 智 恵	杉 村 良 子	都城市上長飯町93号4番地	令和7年9月8日
吉藤洋子後援会	吉 藤 勇	大 瀬 千春子	小林市北西方6607－3番地	令和7年9月9日
庵下智洋後援会	庵 下 智 洋	庵 下 祐 加	小林市大字南西方3657－2	令和7年9月16日
田下勝利後援会	満 行 潤 一	森 重 政 名	都城市北原町4街区4号	令和7年10月1日
黒木まいこ後援会	黒 木 麻衣子	寺 原 有 香	日向市日知屋8097番地7	令和7年10月3日
波岡ゆみ後援会	波 岡 直 利	直 野 有 香	延岡市別府町3817番地5号	令和7年10月6日
松下こうしろうと共に創る子供たちが安全で誇りを持てる街づくりの会	松 下 幸史朗	松 下 幸史朗	児湯郡新富町大字日置 785－8	令和7年10月8日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党門川町支部	森 誠 一	会 計 責 任 者	岩 切 義 樹	請 関 義 人	令和7年

					6月26日
自由民主党諸塚村支部	田 原 尚 美	主たる事務所の所在地	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山4579	東臼杵郡諸塚村大字家代7642	令和7年 7月7日
		代 表 者	田 原 尚 美	中 田 政 雄	
自由民主党宮崎県看護連盟支部	比恵島 知 子	代 表 者	比 恵 島 知 子	渡 部 京 子	令和7年 8月1日
立憲民主党宮崎県参議院選挙区第1総支部	山 内 佳菜子	主たる事務所の所在地	宮崎市宮崎駅東2-4-9鍛冶屋ビル 101	宮崎市橘通西5-5-19	令和7年 8月1日
参政党宮崎第3支部	曾 原 信 行	代 表 者	曾 原 信 行	吉 留 諒	令和7年 9月4日
自由民主党宮崎県農業農村建設支部	日 高 利 夫	代 表 者	日 高 利 夫	中 別 府 尚 文	令和7年 9月19日
		会 計 責 任 者	鳥 丸 秀 秋	山 口 光 彦	
日本維新の会宮崎県総支部	浦 野 靖 人	代 表 者	浦 野 靖 人	奥 下 剛 光	令和7年 9月24日
立憲民主党宮崎県総支部連合会	渡 辺 創	会 計 責 任 者	有 馬 素 奈	広 瀬 素 奈	令和7年 10月1日
立憲民主党宮崎県第1区総支部	渡 辺 創	会 計 責 任 者	有 馬 素 奈	広 瀬 素 奈	令和7年 10月1日
立憲民主党宮崎県第2区総支部	山 内 佳菜子	代 表 者	山 内 佳 菜 子	渡 辺 創	令和7年 10月1日
		公職の種類（第1号）	参 議 院 議 員	衆 議 院 議 員	
立憲民主党宮崎県第3区総支部	山 内 佳菜子	代 表 者	山 内 佳 菜 子	渡 辺 創	令和7年 10月1日
		公職の種類（第1号）	参 議 院 議 員	衆 議 院 議 員	
自由民主党宮崎県第一選挙区支部	武 井 俊 輔	主たる事務所の所在地	宮崎市丸島町5-18平和ビル丸島 201	宮崎市橘通東2丁目1-4テヅカビル1F	令和7年 10月10日
自由民主党住吉支部	日 高 陽 一	主たる事務所の所在地	宮崎市大字塩路2761-1	宮崎市大字芳土1680	令和7年 10月21日
		代 表 者	日 高 陽 一	長 谷 川 清	
自由民主党高千穂支部	本 願 和 茂	主たる事務所の所在地	西臼杵郡高千穂町大字岩戸4318-6	西臼杵郡高千穂町大字向山1848	令和7年 10月21日
		代 表 者	本 願 和 茂	坂 本 弘 明	
		会 計 責 任 者	磯 貝 助 夫	本 願 和 茂	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
長友しんじ後援会	長 友 慎 治	主たる事務所の所在地	延岡市出北町2丁目2-18	延岡市中町2丁目2-20	令和7年 5月17日
宮崎県電気工事業政治連盟	島 田 博 良	代 表 者	島 田 博 良	安 田 耕 一	令和7年 6月5日
宮崎県トラック運送事業政治連盟	牧 田 信 良	政 治 団 体 の 名 称	宮崎県トラック運送事業政治連盟	宮崎県道路運送経営研究会	令和7年 6月18日
宮崎県歯科医師連盟日南支部	山 口 雅 史	代 表 者	山 口 雅 史	翁 長 武 一 郎	令和7年 6月20日
都城歯科医師連盟支部	中 崎 幸 司	代 表 者	中 崎 幸 司	濱 田 剛	令和7年 6月27日

		会 計 責 任 者	濱 田 邦 朗	中 崎 幸 司	
宮崎県 J F 漁業政治連盟	是 澤 喜 幸	会 計 責 任 者	久 保 一 好	妹 尾 秀 彦	令和 7 年 6 月 30 日
大平落てつろう後援会	大平落 哲 郎	主たる事務所の所在地	えびの市大字原田1332番地ロ	えびの市大字原田1370番地 179	令和 7 年 7 月 11 日
遠目塚文美後援会	入 江 哲 志	代 表 者	入 江 哲 志	黒 木 利 裕	令和 7 年 7 月 12 日
宮崎県税理士政治連盟	津 山 忠 雄	会 計 責 任 者	酒 匂 俊 宏	牧 野 秀 樹	令和 7 年 7 月 23 日
横峯良郎の会	横 峯 良 郎	主たる事務所の所在地	宮崎市佐土原町下那珂4009－16宮崎佐土原スポーツランド	西都市小野崎 1 丁目89サンシャイン西都 601号	令和 7 年 7 月 30 日
山内かなこと歩む会	山 内 佳菜子	主たる事務所の所在地	宮崎市宮崎駅東 2－4－9鍛冶屋ビル 101	宮崎市橘通西 5－5－19	令和 7 年 8 月 1 日
宮崎県看護連盟	比恵島 知 子	代 表 者	比 恵 島 知 子	渡 部 京 子	令和 7 年 8 月 1 日
清山とものり後援会	清 山 知 憲	主たる事務所の所在地	宮崎市末広 2 丁目 1－3	宮崎市松山 1 丁目 6 番 9 号	令和 7 年 9 月 1 日
宮崎県土地改良政治連盟	日 高 利 夫	代 表 者	日 高 利 夫	中 別 府 尚 文	令和 7 年 9 月 19 日
		会 計 責 任 者	鳥 丸 秀 秋	山 口 光 彦	
俊輔みらいの会	武 井 俊 輔	主たる事務所の所在地	宮崎市江南 1 丁目 31 番 11 号	宮崎市丸島町 5－18平和ビル丸島 201	令和 7 年 10 月 10 日
青俊会	武 井 俊 輔	主たる事務所の所在地	宮崎市江南 1 丁目 31 番 11 号	宮崎市橘通東 2 丁目 1－4テヅカビル 1 F 102号	令和 7 年 10 月 10 日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
太陽と緑の未来・国富 中川修治後援会	中 川 修 治	令和 6 年 12 月 31 日
太志会	平 坂 憲 一	令和 7 年 7 月 15 日
河野憲次後援会	川 崎 正 平	令和 7 年 7 月 28 日
田中よしもと後援会	尾 崎 敏 弘	令和 7 年 7 月 29 日
上沖あつし後援会	上 沖 篤 史	令和 7 年 7 月 30 日
ながみね誠後援会	平 岡 高 志	令和 7 年 8 月 31 日
上村成和後援会	上 村 成 和	令和 7 年 9 月 22 日
チェンジ宮崎	小 野 晋 太 郎	令和 7 年 9 月 30 日
村岡たかあき後援会	村 岡 隆 明	令和 7 年 10 月 12 日
若い力でえびの市を変える会	村 岡 隆 明	令和 7 年 10 月 12 日
黒田きょうた後援会	黒 田 教 太	令和 7 年 10 月 21 日

宮崎県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体

でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 20 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
戎 谷 暁	えびの市議会議員	えびすだにあきら後援会	えびの市大河平 338	令和7年7月24日
大 谷 康 夫	えびの市議会議員	大谷康夫「えびの市政 策研究会」	えびの市向江 646番地 6	令和7年7月31日
庵 下 智 洋	小林市議会議員	庵下智洋後援会	小林市大字南西方3657－2	令和7年9月16日
外 山 千 草	宮崎市議会議員	みやざき改革21	宮崎市小松台南町6－13	令和7年9月24日
松 下 幸 史 朗	新富町議会議員	松下こうしろうと共に 創る子供たちが安全で 誇りを持てる街づくりの会	児湯郡新富町大字日置 785－8	令和7年10月8日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
長 友 慎 治	長友しんじ後援会	主たる事務所の 所在地	延岡市出北2－2－18	延岡市中町2－2－20	令和7年5月17日
大平落 哲 郎	大平落てつろう後援 会	主たる事務所の 所在地	えびの市大字原田1332番 地 ロ	えびの市大字原田1370番 地 179	令和7年7月11日
山 内 佳 菜 子	山内かなこと歩む会	主たる事務所の 所在地	宮崎市宮崎駅東2－4－ 9 鍛冶屋ビル 101	宮崎市橘通西5－5－19	令和7年8月1日
清 山 知 憲	清山とものり後援会	主たる事務所の 所在地	宮崎市末広2丁目1－3	宮崎市松山1丁目6番9 号	令和7年9月1日

3 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日
中 川 修 治	太陽と緑の未来・国富 中川修治後援会	令和6年12月31日
上 沖 篤 史	上沖あつし後援会	令和7年7月30日

--	--